

金沢都市計画土地区画整理事業の変更（金沢市決定）

都市計画金沢西部第二土地区画整理事業を次のように変更する。

上段（ ）は変更前

名 称	金沢西部第二土地区画整理事業			
面 積	( 35 . 4ha ) 約 35 . 5ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		自 専 道	( " ) 1・2・1 森本松任線	
		幹線街路	( " ) 3・3・3 福久福尊線	
		"	( " ) 3・4・51 西部中央通り線	
		"	( " ) 3・4・70 畝田寺中線	
		"	( - ) 3・4・75 畝田湊線	
	上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員6～10mの区画道路を配置する。			
公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
	緑 地	( " ) 2号 西宮緑道		
その他街区公園等を適正に配置し、施行区域面積の3%以上を確保する。				
その他の 公共施設	宅地及び道路の計画に沿った水路整備を図る。また、二級河川大徳川（畝田放水路）については当事業にあわせて整備を図る。			
宅地の整備	街区の規模は長辺 120m～180m、短辺 30m～40mを標準とする。隣接する施行中の土地区画整理事業との整合を図りつつ、都市計画道路を中心に良好な住宅地と一部工業地を配置する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

金沢西部第二土地区画整理事業は、都市計画道路等の公共施設を整備するとともに、金沢市の副都心を支援する良好な環境を有する住宅地及び一部沿道サービス用地の創出を図るため、市街地整備を進めている。

今回の変更は、現行区域に隣接する地域との連携を図る都市計画道路（畝田湊線）の決定にあわせ、一体的に整備することが合理的と考えられる区域を追加し、宅地の利用増進を図るものである。





